

Q 健康診断個人票保存義務と個人情報保護法の関係は

A

企業は、健康診断結果について「健康診断個人票」により5年間保存することを義務づけられています。また、これらの健康診断情報については、従業員の健康状態や病歴等も明らかになっていますので、その保管や開示に対しては慎重さが求められます。

したがって、鍵のかかる場所での保管は当然のことですが、鍵の保管責任者もキチンと決めておき、従業員が覗き見などをできないようにしておく必要があります。

また、個人情報保護法23条では、「個人情報取扱事業者は、(中略)あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」とされていますので、健康診断結果についても第三者への開示が必要な場合は原則として本人の同意が必要です。

【注】ここでいう第三者とは家族も含まれます。

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者を「過去6ヶ月間継続して5,000人を越える個人データを持つ民間の事業者」としていますが、雇用管理ガイドラインでは、「個人情報取扱事業者以外の事業者の雇用管理に関する個人情報の取扱いについても、その適正な取扱いの確保に努めること。」とされていますので、個人情報取扱事業者・個人情報取扱事業者以外に関わらず、健康診断結果の保管・開示は慎重に行なう必要があります。

また、採用段階で健康診断書の提出を求めることがありますが、不用意に提出を求めるのではなく、少なくとも最終選考段階での提出とし、仮に不採用となった場合は速やかに本人に返還するか、本人に確認のうえ破棄するなどの配慮も必要と思われます。